

随意契約理由書

件名	連動 I / F 装置分解整備
契約の相手方	大同信号株式会社 大阪支店
根拠法令	地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項 第 2 号に該当
随意契約の理由 本業務の対象機器である連動 I / F 装置は、列車運行管理装置（ダイヤ管理等）と連動装置（信号機・転てつ機制御等）とのインターフェースを行う装置であり、不具合が発生すると重大な輸送障害となる重要な信号保安設備であり、常に良好な状態を維持しなければならない。 本業務は装置を停止して行う点検および分解して劣化部品を取替え、機能の維持をはかるための整備を列車運行時間外である深夜の短時間で行うものであり、正確、安全かつ迅速な作業が必要であり、装置を熟知した熟練の技術者が要求される。 本装置の主たる分解整備は、劣化部品交換並びに各機器仕様に 基づく機能 試験であり、装置の設計開発・製作・据付を行った上記業者以外では交換部品の製作を含め分解整備業務を行うことは技術的に不可能である。 以上により上記業者と随意契約を行う。	
担当部署 (問合せ先)	交通局高速鉄道部電気システム課 (電話番号 7 9 1 - 6 5 8 4)